

花巻市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 1 8 日

花巻市長 大 石 満 雄

## 花巻市規則第 5 号

### 花巻市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、花巻市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成 2 5 年花巻市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）並びに建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）及び建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）に定めるところによる。

#### (申請)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項ただし書により許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別用途地区内建築許可申請書（様式第 1 号。次項において「申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2 面以上の立面図
- (5) 求積図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通知書等)

第4条 市長は、前条の申請について許可することとしたときは、特別用途地区内建築許可に関する通知書（様式第2号）に申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請について許可しないこととしたときは、特別用途地区内建築不許可に関する通知書（様式第3号）に申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、花巻市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

特別用途地区内建築許可申請書

年 月 日

花巻市長 様

申請者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は法人の名称及び代表者氏名



花巻市特別用途地区における建築物の制限に関する条例第4条第1項ただし書の規定による許可を申請します。

建築場所				
工期	着工	年 月 日	完了	年 月 日
申請理由				
設計者	住所 氏名	電話番号		
施工者	住所 氏名	電話番号		
	申請部分	申請以外の部分	合計	
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
高さ	m	用途及び構造		

備考 建築主と申請者が異なる場合は、建築主の委任状を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

特別用途地区内建築許可に関する通知書

第 号

年 月 日

様

花巻市長

印

年 月 日付けの申請に対し、花巻市特別用途地区における建築物の制限に関する条例第4条第1項ただし書の規定による建築を許可することとしたので通知します。

建築場所			
工期	着工 年 月 日	完了 年 月 日	
理由			
	申請部分	申請以外の部分	合計
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
高さ	m	用途及び構造	

様式第3号（第4条関係）

特別用途地区内建築不許可に関する通知書

第 号

年 月 日

様

花巻市長

印

年 月 日付けの申請に対し、建築を許可しないこととしたので通知します。

理由

備考

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、花巻市長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、花巻市を被告として（訴訟において花巻市を代表する者は花巻市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。